

平成 25 年 9 月 30 日

各 位

株式会社 ニチリン  
代表取締役社長 清水良雄  
コード番号 5184 東証第2部  
問合せ先 上席執行役員 森川良一  
TEL (079) 252-4151

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 30 日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達の目的】

当社グループは、自動車用ホースの専門メーカーとして、ゴム精練からホース成形及びアッセンブリーまで一貫して行う独立系のサプライヤーであります。主要顧客である国内外の日系自動車メーカーの世界最適調達体制に対応すべく、顧客の海外拠点の近隣に生産拠点を設けて事業を展開しております。

当社グループの主要事業分野である日本の自動車業界は、国内販売は軽四輪車など一部好調な車種はあるものの、近年、全体として低調な状態が継続しております。一方、海外では、地域による多少の差はあるものの、アジアなど新興国を中心に、経済成長とともに、大きく市場は拡大していくことが期待されています。

このような環境のなか、拡大が見込める新興国市場において、日系自動車メーカーは、海外メーカーを含めたメーカー間の競争が激化しており、特に現地独自の仕様に合わせた低価格車開発を強化しております。

また、我々サプライヤーも、日系部品メーカーに加え、現地メーカーとの競争にさらされ、非常に厳しい環境下におかれています。

こうした厳しい競争を勝ち抜くため、当社グループでは、2014 年の創業 100 周年に向け、「世界の顧客から期待され、要求に応えられる自動車用ホースの Leading Company を目指す」というビジョンを掲げ、「NICHIRIN Progressive Globalization Plan」(2010 年～2014 年中期経営計画)に基づき、真のグローバルカンパニーに進化、発展すべく、さまざまな重点施策を推進しております。

今回の公募増資による調達資金は、前述の目標を達成するための施策の一環として、物流費の削減を目的とした物流倉庫建設資金、ロボット等の省力化設備投資資金及びベトナム子会社の工場増設及び設備増強への貸付に充当し、残額については、タイ関連会社の子会社化及びスペイン現地法人の関連会社化の際の出資等に要した借入金の返済に充当いたします。

本資金調達によって、当社グループの利益基盤をより一層強固なものとするとともに、グローバル規模での生産拠点の強化とグループ間ネットワークの充実により、日々変化する自動車メーカーのニーズに迅速、的確に対応し、更なる発展を目指してまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年10月15日（火）から平成25年10月17日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果百万円未満の金額が生じたときは、その金額を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成25年10月22日（火）から平成25年10月24日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 清水良雄に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 150,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 清水良雄に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 50,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果百万円未満の金額が生じたときは、その金額を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間 平成25年11月20日（水）
- (6) 払込期日 平成25年11月21日（木）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記（5）記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 清水良雄に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。なお、一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

#### <ご参考>

##### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、150,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式の一部を取得するために、みずほ証券株式会社は100,000株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成25年11月18日（月）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。また、同じくオーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入れ株式の返還に必要な株式の一部を取得させるために、当社は平成25年9月30日（月）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成25年11月21日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年11月15日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、グリーンシュエーションを行使することにより当社普通株式を取得し、さらに不足が生じる場合には、その不足分について本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申し込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。  
 なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、当該株主からみずほ証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われず、またみずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当に応じず、申し込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- |                      |             |                |
|----------------------|-------------|----------------|
| (1) 現在の発行済株式総数       | 9,000,000株  | (平成25年9月30日現在) |
| (2) 公募増資による増加株式数     | 1,000,000株  |                |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数    | 10,000,000株 |                |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数  | 50,000株     |                |
| (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 10,050,000株 |                |

(注) 前記「3. 第三者割当による新株発行」の募集株式数の全株に対し、みずほ証券株式会社から申し込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額889,700,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限44,200,000円と合わせた手取概算額合計上限933,900,000円について、304,270,000円を物流費削減を目的とした物流倉庫建設資金及びロボット等省力化設備投資に、360,000,000円を子会社ニチリン ベトナム カンパニー リミテッドへの融資資金に、残額を借入金返済に充当する予定です。

ニチリン ベトナム カンパニー リミテッドへの融資資金については、生産能力増強に伴う工場増設及び生産設備投資資金に充当する予定です。なお、充当予定時期は以下のとおりであります。

- ①物流倉庫建設資金 平成25年12月中
- ②ロボット等省力化設備投資 平成26年12月期から平成27年12月期中
- ③ニチリン ベトナム カンパニー リミテッドへの融資資金 平成26年12月期中
- ④借入金返済 平成25年11月から平成27年12月期中

なお、当社グループの設備投資計画については、平成25年8月31日現在、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社姫路 工場	兵庫県 姫路市	日本	物流倉庫	422,270	114,000	増資資金及 び借入金	平成25年1 月	平成25年 11月	(注) 2
			工法開発設 備	40,000	—	増資資金	平成26年 6月	未定	(注) 2
			自動化設備	70,000	—	増資資金	平成27年 1月	未定	(注) 2
小計				532,270	114,000				
ニチリン ベトナム カンパニー リミテッド (本社)	ベトナム バクザン 省	アジア	工場増設	230,000	—	増資資金	平成26年 3月	平成26年 9月	アセアン 地域の需 要増にむ けた増産 対応
			自動車用ホ ース設備他	130,000	—	増資資金	平成26年 3月	平成26年 9月	
小計				360,000	—				
総計				892,270	114,000				

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当該設備は自動化・省力化に資するものであり、完成後も生産能力の増加はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更  
該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響  
今回の一般募集は、当社グループの中長期的な収益性の向上及び財務基盤の改善に資するものと考えております。

#### 4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、将来にわたる株主利益の確保と必要な内部留保を行い、業績も勘案しながら安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、グローバル化した自動車業界の多様なニーズや市場変化に対応するための商品開発、技術開発および生産体制の強化や、海外拠点の拡大・再編などを図るために有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
1株当たり連結当期純利益又は純損失	97.98円	△1.13円	81.17円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	9.0円 (-)	12.0円 (6.0円)	12.0円 (6.0円)
実績連結配当性向	9.2%	-	14.8%
自己資本連結当期純利益率	9.3%	△0.11%	7.3%
連結純資産配当率	0.9%	1.2%	1.1%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益又は純損失は、連結当期純利益又は純損失の総額を期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く。)で除した数値です。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成23年12月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載していません。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益又は純損失を、少数株主持分控除後の連結貸借対照表の自己資本の期首・期末の平均で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産の期首・期末の平均で除した数値です。

#### 5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
始 値	243円	433円	336円	460円
高 値	455円	580円	685円	1,191円
安 値	230円	286円	318円	451円
終 値	428円	345円	450円	993円
株 価 収 益 率	4.4倍	—	5.5倍	—

- (注) 1. 平成25年7月16日に株式会社大阪証券取引所の現物市場が株式会社東京証券取引所の現物市場に統合されたため、株価は平成25年7月15日までは株式会社大阪証券取引所、平成25年7月16日以降は株式会社東京証券取引所におけるものであります。
2. 平成25年12月期の株価については、平成25年9月27日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
4. 平成23年12月期の株価収益率は、連結当期純損失が計上されているため算出しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。